

今日の安心、明日への備え

のうきくん

農機具損害共済



農機具を入替えた際は、**入替え後14日以内**に組合に通知をお願いします。

入替えの通知がない場合、農機具に事故が発生しても共済金の**お支払い**ができません。

のうきくんのご案内

手続き

事故・お支払い

NOSAIから

がんばる人をサポートする3つのポイント

①稼働中の事故も補償

NOSAIの**のうきくん**は、格納中の事故の他、農作業中における稼働中の事故も補償します。

②掛金が安い

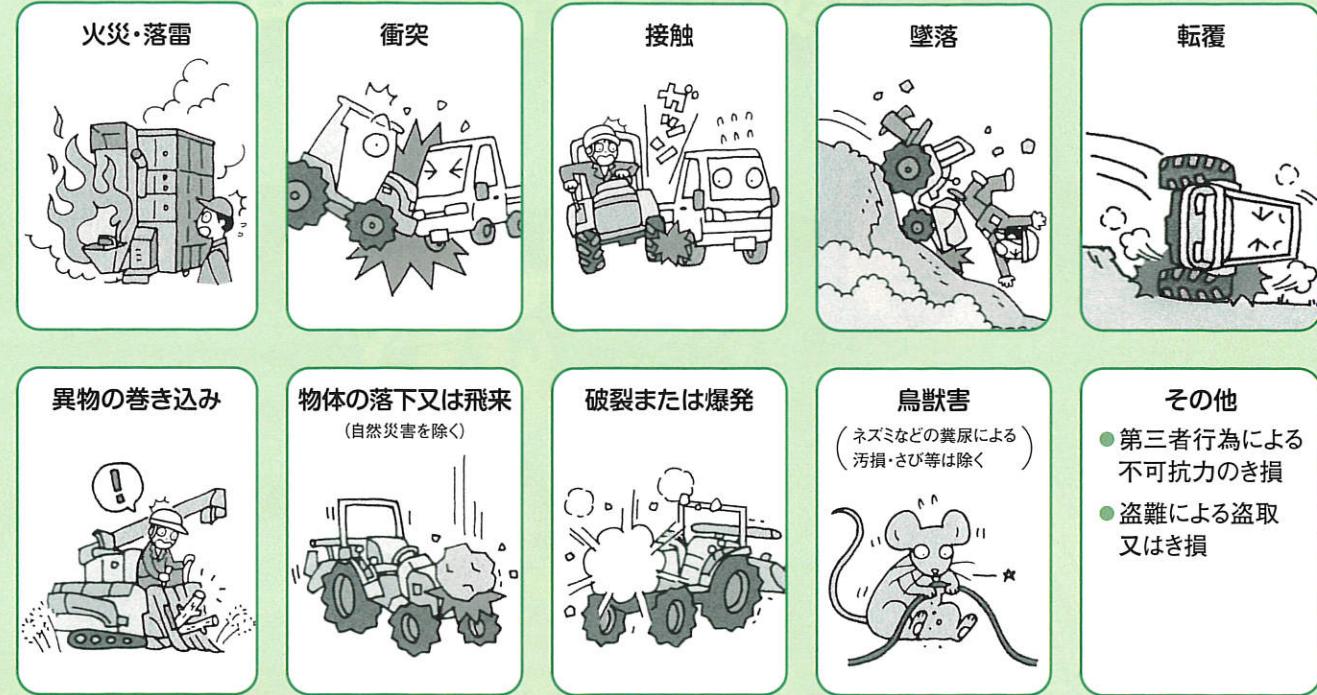
所有している農機具を全て加入しやすいように、掛金を安くしています。火災共済の場合、普通物件の掛金は共済金額1万円当たり15円、普通割増物件は25円、特殊物件は85円です。

③新品価格まで補償

新品で購入された農機具であれば、何年使用していても新品価格(新調達価額)まで補償します。

火災共済・総合共済にある事故が発生した場合、損害共済金の支払い対象となります。

稼働中の事故を補償 火災共済



補償金額(共済金額)

新品で購入された農機具

新品価格(税込)を上限に

1台あたり**10万円~
2,000万円**

中古で購入された農機具

中古の購入額または時価額のいずれか低い額を上限に

1台あたり**10万円~
2,000万円**

※付保割合条件付実損てん補特約を付けてご加入ください。

各種特約のご案内

さらに充実した補償をおすすめします

地震等担保特約

地震・噴火・津波による損害に対し共済金をお支払いします。補償の上限は、ご加入額の5割となります。新品価格の5%以上の損害から対象となります。
※共済掛金は加入額1万円あたり12円が加算となります。

付保割合条件付実損てん補特約

共済価額(現在の価額)まで補償する特約です。共済価額に約定割合を付し、共済金額を限度に実損害額をお支払いします(約定割合10%~100%の範囲で10%単位で選択できます)。※中古農機具は必ずこの特約でご加入いただきます。

臨時費用担保特約

共済金をお支払いする際に、お支払いする共済金の10%を加算してお支払いします。また、加入者(同居の家族を含む)が共済事故により死亡又は30日以上の入院加療を要した場合、給付金をお支払いします。ただし、特殊物件については対象外となります。※共済掛金は割増となります。NOSAIまでお問い合わせください。

自然災害も補償

総合共済

火災共済で対象となる事故に加えて



加入の仕方

- 加入は農機具1台ごとにあります。ただし、トラクターはロータリーを含んで加入することができます。ご加入の際は「トラクター(本体のみ)」または「トラクター(ロータリー含む)」とお申出ください。

- 新品で購入された農機具と中古で購入された農機具では、加入条件と補償金額が異なります。中古で購入された農機具は、加入の際「中古」とお申出ください。

○普通物件

普通割増物件、特殊物件以外の農機具で、田植機・乾燥機・粉摺機・自動計量機など。

(単位:円)

共済金額 共済種類	1万円 当たり	50 万円	100 万円	200 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円
火災共済	15	750	1,500	3,000	4,500	7,500	15,000	22,500	30,000
総合共游	26	1,300	2,600	5,200	7,800	13,000	26,000	39,000	52,000

○普通割増物件

トラクター・ロータリー・ハロー・畦塗機・乗用耕耘機・除雪機・コンバイン・スピードスプレーヤー・草刈機・除草機・牧草刈取及び梶包機など。

(単位:円)

共済金額 共済種類	1万円 当たり	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円
火災共済	25	2,500	5,000	7,500	10,000	12,500	25,000	37,500	50,000
総合共游	36	3,600	7,200	10,800	14,400	18,000	36,000	54,000	72,000

○特殊物件

軽トラック・普通トラック

(単位:円)

共済金額 共済種類	1万円 当たり	70 万円	80 万円	90 万円	100 万円	120 万円	150 万円	200 万円	250 万円
火災共済	85	5,950	6,800	7,650	8,500	10,200	12,750	17,000	21,250
総合共游	96	6,720	7,680	8,640	9,600	11,520	14,400	19,200	24,000

■ご加入についての重要事項

●農機具損害共済は、二つの種類があります。

共済金の支払い対象となる事故により、**火災共済**と**総合共済**があります。加入の限度額及び支払い対象となる事故は、前述に掲載しておりますのでご確認ください。

●共済責任期間は、責任開始日の午後4時から終了日の午後4時までです。

「のうきくん」の共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により責任開始日と同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。

●農機具共済の共済掛金等は、ご加入額、農機具の用途などにより決まります。

共済掛金等は、共済金額、農機具の機種、付帯する特約などにより決まります。詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

●ご加入金額が少ない場合、十分な補償を受けられません。

損害を被った農機具を1年以内に復旧したとき、共済金は、損害の額（復旧しないときは時価損害額となります）を基に農機具の評価額に対する共済金額の割合に比例して算定します。そのため、ご加入額が農機具の価格に満たない場合は、発生した損害額を十分に共済金で補償することができないことがありますので、**農機具の価格一杯までの加入をおすすめします。**

●ご加入できない農機具があります。

(1)販売を目的とする農機具 (2)試験研究等に使用する農機具 (3)農作業以外に使用するもの (4)改造された農機具
(5)すでに事故が発生しているもの (6)軽トラック、普通トラック以外の貨物自動車 (7)コイン精米機 (8)無人農機・ドローン等

●農機具共済への加入は、未使用な状態で取得された農機具で、契約は1台単位となります。

●トラクターにロータリーを含んでご加入された場合、事故が発生した際の損害額は、それぞれの新品価格（新調達価額）を上限に算定します。

なお、中古農機具の場合は、それぞれの中古価格もしくは時価額のいずれか低い方を上限とします。

●農機具の附属装置（水田車輪、整地板、幌など）を所有している場合は、加入申込書に記載したもののみが契約農機具に含まれます。

●中古農機具は、付保割合条件付実損てん補特約を付さないと加入できません。

■ご契約時の重要事項

●加入申込みの記載事項は、誤りのないようご記入ください。

加入申込書の機種名、型式など重要な事項としてNOSAIが告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に記入されるようお願いします。記入内容が事実と異なるときは、契約の解除や共済金を支払えなくなる場合があります。また、提出後、記入内容の変更又は誤りに気づいたときは、速やかにNOSAIにご連絡願います。

●告知義務—加入申込書の記載上の注意事項

加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。

【告知事項】 (1)農機具の情報

機種名、銘柄、型式、購入年月、てん補、格納場所、附属機械及び附属装置
(2)他の保険・共済契約等のに関する情報
農機具を契約の対象とする他の共済契約又は保険契約

●加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねております。

●共済掛金等は納入期限までにお支払されないと契約は無効になります。

(1)ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。共済掛金等は、加入申込後にお送りする「農機具共済加入承諾書兼納入通知書」に記載されている納入期限日までにお支払いください。なお、共済責任期間は後日お送りする農機具共済証券でご確認ください。

(2)農機具共済申込みの承諾の通知に記載された、共済掛金等の払込期限を過ぎたときは、あらためて農機具共済の申込みをしてください。

■ご契約後の重要事項

●ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）

ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生したときは、速やかにNOSAIにご連絡願います。

【通知事項等】（加入申込書の☆印以外の事項）

- (1)農機具を譲渡する場合
- (2)農機具を解体又は廃棄する場合
- (3)農機具が共済事故以外の原因により破損した場合
- (4)農機具の用途を変更し、又は著しく改造した場合
- (5)農機具の格納場所又は設置場所を変更した場合
- (6)共済事故に係る危険が著しく増加した場合
- (7)告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

●共済掛金等の返還・追加することがあります。

通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により共済掛金を返還又は共済掛金等を追加請求をいたします。なお、解除の理由によっては、共済掛金を返還しない場合があります。

●損害が発生した場合は、速やかにご連絡ください。

事故発生の連絡が遅れますと事故の確認作業が困難になるなど、共済金の支払いができなくなることがあります。

- (1)共済契約者はNOSAIから請求した共済金請求に係る書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- (2)NOSAIは事故による損害があつた共済目的について必要な調査をすることができます。
- (3)事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合は契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

●共済金お支払後の共済契約について

- (1)災害共済金の支払合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。
- (2)災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

農機具を入替したときは、NOSAIへご連絡ください。

契約内容に誤り、変更等があった場合、必ず組合までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、共済金がお支払いできないことがあります。特に、農機具を入替えた際には、**入替え後14日以内**に組合に通知をお願いします。入替えの通知がない場合、農機具に事故が発生しても共済金の**お支払いができません**。

事故が発生したときは、すぐにNOSAIへご連絡ください。

NOSAIは、迅速に適正な損害評価を行い、共済金の早期支払いを心がけています。加入者からの事故発生の連絡が遅れると、損害の認定に時間を要し、共済金を早期にお支払いできなくなりますので、事故が発生したときはすぐにNOSAIへご連絡ください。損害の確認ができない場合、共済金を支払えないことがあります。

■ 共済金のお支払い

1回の事故につき加入時の新品価格(新調達価額)に対する共済金額の割合に応じてお支払いします。

※地震・噴火・津波の場合(地震等担保特約)

$$\frac{\text{正味損害額}}{\substack{\text{(損害額}-\text{免責額)} \\ \text{(- 賠償金等)}}} \times \frac{\text{補償金額(共済金額)}}{\text{新品価格(新調達価額)}} = \text{共済金}$$

$$\text{正味損害額} \times \frac{\text{補償金額(共済金額)} \times 0.5}{\text{新品価格(新調達価額)}} = \text{共済金}$$

※損害額が新調達価額の5%又は1万円のいずれか低い額に満たない場合はお支払いの対象となりません。

※新調達価額とは加入農機具と同一の機種であって、類似の性能を有する新品の市場価格により定めます。

・損害額は新調達価額を限度として、復旧するために必要な費用の最低限とします。

・復旧しない場合は、正味損害額を時価損害額に置き換えてお支払いします。ただし、事故発生日から1年以内に復旧した場合は、上記共済金との差額をお支払いします。1年を過ぎて復旧した場合は差額の支払いはありません。

・修理部品の供給がなく修理不能の場合、その部品があつたものとみなした見積額を損害額とします。

お支払いできない事故(損害)があります

※詳細は右ページの「共済金の支払いについての重要事項」をご覧ください。

- 農作業以外の使用目的による事故
- 修理済みで損害が確認できない事故
- タイヤ・チューブ・ベルト・クローラーのみの損害

■ 免責基準

事故形態、事故回数によって損害額の一部を免責します。免責額は、損害額に次の免責割合を乗じて算出します。免責額が1万円未満になる場合は、免責額を1万円とします。

①事故形態による免責割合

過失度合	免責割合	免責基準
A	15%	<ul style="list-style-type: none"> ●飛び降り、飛び乗り運転及び無人での走行 ●積み込み及び積み降ろしの時に、積み込みトラック等のブレーキの不完全 ●駐停車中におけるブレーキの不完全 ●第三者との事故において加入者の過失割合が50%を超えた場合 ●鍵を付けたまま、あるいは車内に放置したために生じた盗難 ●火気の近接 ●エンジン稼働中又は停止直後の帯熱中における燃料補給
B	10%	●過失度合A及びC以外の原因の事故
C	5%	●ほ場内における土中等の物体との接触又は衝突並びに巻き込み(固定している物体を除く)

(注1) 火災、落雷、破裂又は爆発、盗難による盗取又は賊損、鳥獣害、自然災害、第三者行為による物体の落下又は飛来(客観証明のあるもの)及び第三者との事故において加入者の過失割合が20%以下の事故は免責基準を適用しません。
ただし、その損害が通常の損害防止義務を怠ったために発生した場合は免責基準を適用します。

②事故回数(同一機種)による免責割合の加算要素

過失度合	免責割合	免責基準
A	15%	●同一責任期間内で3度以上の事故
B	10%	●同一責任期間内で2度目の事故

(注1) [事故形態による免責割合]に上記免責割合を加算します。

■ 共済金のお支払い例(新品価格400万円のコンバインの場合)

◎農作業場が火災になり、格納していたコンバインが全損となった場合

損害額	免責額 (損害額×免責割合)	共済金額 新調達価額	支払共済金 合計
400万円 加入	(400万円 - 0円) (免責なし)	$\frac{400万円}{400万円} = 400万円$	400万円
200万円 加入	(400万円 - 0円) (免責なし)	$\frac{200万円}{400万円} = 200万円$	200万円

◎運搬車からコンバインが墜落し、100万円の損害を受けた場合

損害額	免責額 (損害額×免責割合)	共済金額 新調達価額	支払共済金 合計
400万円 加入	(100万円 - 10万円) (100万円×10%)	$\frac{400万円}{400万円} = 90万円$	90万円
200万円 加入	(100万円 - 10万円) (100万円×10%)	$\frac{200万円}{400万円} = 45万円$	45万円

■ 共済金の支払いについての重要事項

●他の共済・保険の契約があるとき、共済金の支払いを分担することがあります。

加入した農機具に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、それぞれの契約の支払額合計が「農機具共済約款」に定める支払限度額を超えるときは、「農機具共済約款」に定める方法により共済金を分担してお支払いします。

●次のような理由による損害には共済金を支払いません。

- (1)加入者が共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
- (2)加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます)又はそれの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (3)加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害
- (4)運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害
- (5)農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- (6)農機具に存在する欠陥・磨滅・腐食・さび・その他の自然消耗による損害
- (7)故障・凍結及び消耗部品(タイヤ・チューブ・ベルト・クローラー部分)にのみ生じた損害
- (8)作業目的物による損害、本体から取りはずしていた部品等又は本体の一部が本体に接触(異物の巻き込みは除く)して受けた損害
- (9)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害
- (10)地震等によって生じた損害(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます)ただし、地震等担保特約を付した場合は除きます
- (11)核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- (12)火災共済において、物体の落下又は飛来、破裂又は爆発、衝突、接触、墜落及び異物の巻き込みが自然災害によって生じた場合

●共済約款に記載されている次の場合には、共済金をお支払いできない場合があります。

- (1)「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合
- (2)「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
- (3)「通知義務」「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
- (4)損害調査等に必要な書類の偽造・変造、調査の妨害及び共済金の請求を3年間怠った場合

●損害額は、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額とします。

- 損害部品の処分費及び損害の有無を確認するための点検調査費用又は修理見積書等必要書類の作成費用は、損害額に含まれません。
- 仮修理にかかる費用は、損害額に含まれません。
- 修理部品が供給不能の場合は、その部品があつたものとみなした見積額を損害額とします。
- 事故形態、事故回数により損害額の一部を免責します。

免責される額は損害額に免責割合を乗じて算出します。免責割合などの詳細は左ページの「免責基準」をご覧ください。

■ 加入者の損害防止義務についての事項

●損害の防止及び軽減に努めてください。

- (1)共済契約者は共済目的について通常の管理や操作を怠ってはならず、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努める等の損害防止義務があります。
- (2)損害防止義務を怠ったときは、損害の額から損害の防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

■ 重大事由による解除についての事項

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1)共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2)共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと
- (3)NOSAIの契約者に対する信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

■契約概要・注意喚起情報・その他のご注意点のご説明

この説明書は「のうきくん」(NOSAIが実施する農機具共済の愛称)の契約概要や、お申込みに際してご注意いただきたい事項、又ご契約で得られた個人情報の取り扱いなど、ご契約に関する事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、後日お届けいたします「農機具共済約款」に詳しく記載されておりますので、あわせてご確認のうえ、大切に保存してください。

■その他の事項

農業共済組合は行政府の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともにその保有する共済金支払い責任の全てを新潟県農業共済組合連合会と保険契約を締結して危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

■個人情報の取り扱い

ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他知り得た情報(以下「個人情報」といいます)につきましては、当組合が、引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」といいます)します。

また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済事業の案内等のための、業務に必要な範囲で利用することができます。

当組合は、農機具共済の共済金支払責任を新潟県農業共済組合連合会(以下「連合会」といいます)の保険に付しているため、連合会との間で個人情報を共同利用します。

法令により、必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の保険・共済との支払分担を行う場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

■ご加入いただける方

農機具共済にご加入いただける方は、組合区域に住所を有し、次の組合員の方々です。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ①水稻または麦の耕作の業務を営む方 | ②牛、馬または豚の養畜の業務を営む方 |
| ③ぶどう・なし・もも・かきの栽培の業務を営む方 | ④大豆、ソバの栽培の業務を営む方 |
| ⑤園芸施設を所有または管理する方で農業を営む方 | ⑥農機具を所有する方で農業に従事する方 |



農業共済組合/新潟県農業共済組合連合会

〒950-0327 新潟市江南区和田字下通635番地1

新潟県農業共済組合 本所

TEL(025)282-9297(建物農機具課)

282-9296(第2事業部)